

不動産登記規則等の一部を改正する省令案の概要

令和 7 年 7 月

法務省民事局

第 1 改正の趣旨

不動産登記規則（平成 17 年法務省令第 18 号）第 18 条第 1 号の受付帳の制度趣旨は、登記所内部での登記事務処理の円滑化にあるが、現在、登記事務は全てデジタル化されており、受付帳の記録事項のうち、「登記の目的」及び「申出の目的」並びに「不動産所在事項」は、登記事務処理において不必要となっている。

そこで、受付帳の様式を見直して業務の適正化と効率化を図るものである。

第 2 改正の概要

1 不動産登記規則の一部改正

不動産登記規則第 56 条第 1 項の規定により受付帳に記録すべき事項について、登記の目的及び不動産所在事項を削除する。

不動産登記規則第 158 条の 14 第 2 項の規定により受付帳に記録すべき事項について、申出の目的及び不動産所在事項を削除する。

2 企業担保登記規則の一部改正

企業担保登記規則（昭和 33 年法務省令第 38 号）について、上記 1 の改正に伴う所要の改正を行う。

第 3 施行期日

令和 8 年 10 月 1 日